

南相馬・避難 20 ミリシーベルト撤回訴訟  
今までの裁判の流れ

◆第1回期日（2015年9月28日）

- ・原告（菅野秀一さんおよび女性一名）から意見陳述を行いました。

◆第2回期日（2016年1月13日）

- ・処分性に関する反論。
- ・原告（小澤洋一さん）から意見陳述を行いました。

◆第3回期日（2016年3月28日）

- ・現地の放射能汚染の状況について、「ふくいちモニタリングプロジェクト」が作成した空間線量のメッシュ地図を提出。
- ・原告による準備書面概要説明（平田安子さん）

◆第4回期日（2016年6月6日）

- ・南相馬市や国の資料に基づき、解除に至る意思決定の過程において住民が参加する機会がなく、住民の声を無視して解除が強行された事実について主張しました。
- ・原告による準備書面概要説明（佐藤信一さん）

◆第5回期日（2016年9月28日）

- ・原告の陳述書（原告の語りを書面にしたもの）計 21 通を提出し、原告がまだまだ放射能汚染に対して不安を抱えていること、解除によって原告が帰還を強要されていることを主張しました。
- ・「ふくいちモニタリングプロジェクト」が行った原告の原発事故当時の自宅の放射線量に基づき、原告の 95%以上の世帯について、推計年間被ばく線量が、公衆の被ばく限度とされている 1 ミリシーベルトを超えることを主張。
- ・同プロジェクトが行った原発事故当時の自宅の土壌汚染の状況を明らかにする資料も提出し、原告の約 96%の世帯で放射線管理区域の基準に相当する 1 平方メートルあたり 4 万ベクレルを超えるセシウム 137 に汚染されていることを主張。

◆第6回期日（2017年1月28日）

- ・原告の準備書面（8）を提出し、地域メッシュモニタリングの結果に基づき、原告らの居住する地域の土壌汚染の状況について主張。
- ・原告の準備書面（9）を提出し、原告の陳述書（原告の語りを書面にしたもの）に基づき、本件解除が手続き上の要件を欠いた違法なものであること、本件解除が非指定世帯との関係でも国賠法上違法であること等を主張。
- ・被告の求釈明事項（原告に対し、説明を求めている事項）に対する回答を提出。

「平成23年7月19日付原子力安全委員会による『今後の避難解除、復興に向けた放射線防護に関する基本的な考え方』および平成23年8月4日付けの原子力安全委員会による意見」が解除の際の基準となること等について説明。

◆第7回期日（2017年5月18日）

・原告の準備書面（10）を提出し、本件訴訟の前提とされるべき放射線の健康影響に関する科学的知見について主張。具体的には、被告の主張の根拠である低線量WGの報告書の問題点を指摘。それに加え、近年の科学的知見に基づく放射線の健康影響に関する主張。

◆第8回期日（2017年7月20日）

・原告の準備書面（11）を提出し、準備書面（10）に加えて本件訴訟の前提とされるべき放射線の健康影響に関する科学的知見について主張。

・原告の準備書面（12）を提出し、原子力安全委員会による「防護に関する考え方」及び「解除に関する考え方」の法的位置づけにつき、これらが本件解除にあたって原災法に基づく原災本部長の裁量行使の基準となることを主張。

・原告の準備書面（13）を提出し、解除手続きの違法性に関する被告書面に対して反論。

◆第9回期日（2017年10月18日）

・原告の準備書面（14）を提出し、①本件解除がICRP勧告の放射線防護の原則に違反することにつき被告第1準備書面に反論しながら補充し、②本件地域の放射線量（公衆の被ばく限度）や、③表面汚染（土壌汚染）について考慮することなくなされた本件解除は違法であることを主張。

◆第10回期日（2018年1月22日）

・原告の準備書面（15）を提出し、「地点の設定が、原災法上の緊急事態応急対策に当たらず、原子力安全委員会の意見は適用されない」との被告の主張に対する反論。①緊急時応急対策には「迅速性」が要件とされていないこと等を主張。

・原告の準備書面（16）を提出し、特定避難勧奨地点の解除により、住民に対する応急仮設住宅の供与が2017年3月末で打ち切られ、放射能汚染の残る本件地域に戻ることを余儀なくされたという不利益を原告らが被っていることを主張。

◆第11回期日（2018年4月26日）

・裁判官の変更に伴い、これまでの主張を取りまとめた説明を行いました。

・原告意見陳述（佐藤智子さん）

◆第12回期日

・原告の準備書面（17）を提出し、本件解除の手続きの違法性について主張しています。具体的には、原子力安全委員会の意見・助言である防護に関する考え方や解除に関する考え方は解除の際の基準になることなどを主張。

・原告の準備書面（18）を提出し、本件解除の違法性につき主張しています。ICRP勧告が解除の際の基準を構成すること、そしてICRP勧告違反があること、土壌中の放射性

物質についても考慮されるべきであることなどを主張。

- ・原告の準備書面（19）を提出し、放射線の健康影響に関する主張をしています。

◆第13回期日（2018年10月3日）

- ・原告の準備書面（20）は、本件地域に居住する住民の保養前後の尿中のセシウム量を比較することで、現地居住による内部被ばくの危険を明らかにしています。
- ・原告の準備書面（21）は、本件解除の基準として年間積算線量を20ミリシーベルトとしたことが妥当であるという被告の主張に対し、その依拠する低線量ワーキンググループのリスク比較が誤りであることを再度主張しています。

◆第14回期日

- ・原告の準備書面（22）は、本件解除の違法性についての国の反論のうち、原子力安全委員会の意見やICRP勧告の位置づけなどについて、さらに再反論しています。

◆第15回期日（2019年4月10日）

- ・原告から証拠申出書を提出し、原告本人尋問と証人尋問で誰から話を聞くべきかについて述べています。

◆第16回期日（2019年8月28日）

- ・原告の準備書面（23）は、被告が年間20ミリシーベルトを基準として帰還を推し進めていることに対する国際社会からの批判を主張しています。
- ・原告の準備書面（24）は、原告に対して行ったアンケートをもとに、本件解除により原告が帰還を余儀なくされたことを主張しています。
- ・原告の準備書面（25）は、不溶性放射性微粒子による被ばくのリスクについて主張しています。

◆第17回期日（2019年12月11日）

原告6名の本人尋問を行いました。約100名の満席の傍聴者が見守る中、原告6名の本人尋問が行われました。皆さん堂々とそして生々しく、南相馬市原町区の前発事故後の実態を証言されました。

- ・避難指定や解除にあたっての測定のやり方に問題があった。
- ・解除にあたって説明会で解除に賛成する住民はいなかった。説明会で住民が反対意見を言っても聞く耳を持たなかった。
- ・避難指定が解除されたため、経済的な理由で戻らざるをえなかった。
- ・若い世代の家族は戻って来ないため消防団や地域の活動、産科、小児科がなくなり、保育園や幼稚園、小学校が閉鎖されコミュニティが崩壊した。
- ・50日間の保養で尿検査結果が急激に下がった。

◆第18回期日

- ・原告の準備書面（26）では、これまでの準備書面で主張してきた内容について、前回の期日で行った原告6人の尋問も踏まえて、改めて原告の主張をまとめました。

(支援の会よりの)